

第7章 計画の推進体制

1 推進体制

(1) 庁内推進体制

本計画では、国の自殺総合対策大綱で掲げられた「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すために、「誰もが『たすけて』といえるまちを目指して」を基本理念として自殺対策に関わる施策を展開します。施策の展開にあたっては健康増進センターを中心とし、高齢者、福祉、子育て、産業等の課所及び教育委員会との横断的な体制で臨みます。

自殺対策関係課所一覧

人権推進室	福祉課	健康増進センター
人事課	長寿応援課	保険年金課
収納管理課	子ども家庭課	上下水道総務課
総合窓口課	児童発達相談センター	学校教育課
産業観光課	健康政策課	教育サポートセンター

(2) 市民、団体との連携による推進

市民で構成されている母子保健推進員や民生委員・児童委員、市老人クラブ連合会など、その他本計画策定に関わった市内の関係団体や教育機関と連携を強化し、包括的に自殺対策を推進します。

2 進行管理と評価

本計画に掲げた施策や取組を着実かつ適切に実施していくためには、毎年度、志木市健康づくり市民推進協議会を開催し、本計画で整理した事業等の進行管理を実施するとともに、3つの基本施策を着実に推進します。また、計画期間内であっても、社会情勢の変化や国・埼玉県の動向等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行います。

本計画の最終年度に実施する市民意識調査で指標の経過を確認します。指標における進捗状況の報告及び評価は志木市健康づくり市民推進協議会で行い、すべての指標の達成状況を検証・評価して次期計画に反映します。